

県南広域振興局長告示第 66 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
国民健康保険金ヶ崎診療所(歯科を除く。)	胆沢郡金ヶ崎町西根鍮水 98 番地	平成 18 年 6 月 1 日
国民健康保険金ヶ崎診療所(歯科に限る。)	胆沢郡金ヶ崎町西根鍮水 98 番地	平成 18 年 6 月 1 日